

横須賀海洋少年団団則第 4 条、第 5 条を実施するため、横須賀海洋少年団教育訓練等規約を次のように定める。

令和 3 年 7 月 2 4 日

横須賀海洋少年団 団長 道家 一成

## 横須賀海洋少年団教育訓練等規約

# 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 横須賀海洋少年団(以下、団という。)が行う海洋少年団の活動は、横須賀海洋少年団団則(以下、団則という。)に定めるもののほか、この規約によるものとする。

(基本方針)

第2条 団は、連盟規約第 3 条及び第 4 条に規定された「ちかい」と「やくそく」の実践を基盤とし、団則第 4 条の目的を達成するため日本海洋少年団連盟が定める指導要領及び、この規約に基づき一貫した教育訓練等を行うことを基本方針とし、少年少女の健全な育成に努めるものとする。

# 第 2 章 指 導 体 制

(指導体制)

第 3 条 団は団則第 4 条の目的を達成するとともに、海洋少年団の活動を通じて少年少女の健全な心身の育成を図るため、指導体制を整備し、これを管理するものとする。

(指導者)

第 4 条 団の指導者は、連盟規約第 2 8 条の規定に基づき、統括指導者、主任指導者及び指導者とする。

(責 務)

第 5 条 統括指導者の責務は、主任指導者としての責務を行なうほか、真摯に連盟規約第 2 9 条の規定された団務を行なうものとする。

(資 質)

第 6 条 統括指導者及び主任指導者の資質は連盟規約第 3 0 条の規定に基づき、これを備えるように努力を継続しなければならない。

(要件)

第7条 団の指導者の要件は連盟規約第31条の規定に基づき、次に掲げるものとする。

(1) 統括指導者は、主任指導者として3年以上の実務経験を有する者又は連盟が主催する上級指導者研修を修了している者。

(2) 主任指導者は、指導者として5年以上の実務経験を有する者。

(3) 指導者は、準指導員として指名され、又は入団後1年以上を経過し、地区連盟が主催する指導者養成研修を修了している者。

2 前項第3号の規定にかかわらず、次の要件を備えている場合は、入団後1年以上を経過する事を要しないものとする。

(1) 海上勤務6ヶ月以上の経験がある者

(2) 団員として6年以上の経験がある者

(3) 海事、水産関係の学校を卒業した者

(4) 連盟の資格審査委員会が認めた職業経歴を有する者

(有資格者)

第8条 前条の規定にかかわらず、団長は、他の少年団体等の指導者認定等を受けている者、団が必要と認める知識、技能を有する者は、連盟規約第32条の規定に基づき、指導者細則第2条の規定にされた手続きを行い、団の指導者とするものとする。

(指揮監督)

第9条 団長は、連盟規約第33条の規定に基づき、団の指導者及び第16条に定める準指導者を指揮監督し、事故防止、安全確保を図るとともに、団の指導者及び準指導者による体罰及び団員によるいじめの絶滅を期さなければならない。

2 団長は、連盟規約第28条に規定された指導者以外の者に、少年少女を指導させてはならない。

3 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由があるため、連盟規約第28条に規定された指導者以外の者に少年少女を指導させる場合は、団の指導者の監督のもとで指導させなければならない。

(体制強化)

第10条 団長は、連盟規約第34条の規定に基づき、団の指導者に対して上位の指導者資格審査及び各級指導者研修を受けるように指導し、団の指導体制の強化に努めなければならない。

(申請)

第11条 指導者の資格審査を受けようとする者は、連盟規約第36条の規定に基づき、団長を経由し指導者細則第2条第2項に規定された手続きを行なうものとする。

(認定)

第12条 指導者の認定は、連盟規約第37条の規定に基づき連盟の指導者台帳に登録され、団長から委嘱された者とする。

2 認定を受けた指導者は、指導者細則第3条第2項に規定された指導者章を着用するものとする。

(喪失)

第13条 団長は、所属の指導者が退団、死亡等の事由によりその資格を失った場合は、連盟規約第38条及びの指導者細則第4条の規定に基づき、手続きを行なうものとする。

(復活等)

第14条 団長は、前条の規定に基づき、連盟の指導者台帳から抹消された者が復帰する場合、異動により他の団へ移籍する場合等は、連盟規約第39条及び指導者細則第5条で規定された復活等の手続きを行なうものとする。

(任務等)

第15条 団の指導者の任務、申請の方法等に関する細目は、団長が別に定める。

(準指導者)

第16条 団長は、連盟規約第41条の規定に基づき、準指導者を任命することができる。

2 準指導者は、団長の指揮、監督を受けて指導者を支援する。

3 準指導者は、高等学校卒業程度の学力を有する満19歳以上の者とする。

4 団長は、準指導者を任命した場合、その氏名、年齢、学歴、団歴、特技等を連盟会長へ報告するものとする。

5 団長は、準指導者に任命した者を、連盟規約第43条第3項及び第4項に規定された準指導者研修へ参加させるものとする。

(研修)

第17条 団は指導者を養成し、その指導能力の向上のため、その必要に応じ連盟規約第42条の規定に基づき、研修細則の別紙で規定された研修に指導者及び準指導者を参加させるものとする。

2 団員の資質向上のため、連盟及び関東地区連盟が主催する研修へ団員を参加させるものとする。

(研修の種類)

第18条 研修の種類は、連盟規約第43条の規定に基づき次に掲げる種類とする。

(1) 日本連盟研修

(2) 地区連盟研修

(3) 公共団体が主催する研修

(4) 他の青少年育成団体が主催する研修

## 第3章 団員

(等級)

第19条 団員への等級の付与は、連盟規約第46条の規定に基づき、次に掲げる基準とする。

(1) 新入団員は満年齢又は学校等の学年に相当する等級とし、当該等級に見合った技能訓練を早急に履修させるものとする。

(2) 技能訓練の習得状況の判定は、団長が定める技能訓練到達基準による。

(名 称)

第20条 等級の名称は、連盟規約第47条の規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) ラッコ級
- (2) 教育級
- (3) 初等級
- (4) 中等級
- (5) 高等級

(活動指針)

第21条 各等級の活動指針は、連盟規約第48条の規定に基づき、次に掲げるものとする。

(1) ラッコ級及び教育級は、海洋少年団の活動へ興味を高めることを主眼に楽しい訓練、研修等を主体とした活動のほか、自立心の養成、次の等級への進級に必要な知識、技能の習得を行なわせるものとする。

(2) 初等級は、団員の中核を成すことを自覚させるとともに、資質の向上を主眼を置き、楽しさの中にも厳しさのある訓練、研修等を主体とした活動のほか、立居振舞の確立、次の等級への進級に必要な知識、技能の習得を行なわせるものとする。

(3) 中等級及び高等級は、上級団員としてリーダーシップを育成するとともに、更なる資質の向上を主眼に、研修等を主体とした活動のほか、安全管理、企画立案能力を養い社会人として必要な知識、技能の習得を行なわせるものとする。

(区 分)

第22条 各等級の区分は、連盟規約第49条の規定に基づき、各等級を1級、2級及び3級に区分し、数字の多い級を上位とする。

(入団時)

第23条 入団時の等級は、連盟規約第50条の規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 幼稚園年長組及び満5歳の児童は、ラッコ級とする。
- (2) 小学校1年生から小学校3年生は、教育級とする。
- (3) 小学校4年生以上は、初等級とする。

2 前各号の規定にかかわらず、入団者及び他団からの転入者の資質によっては、上位の等級を付与することができる。

(進 級)

第24条 団員の進級は、連盟規約第51条の規定に基づき、各等級の1級から順に進級するものとする。

2 前号の規定にかかわらず、技能訓練の履修状況、研修等の成果が著しい団員は飛び級をすることができる。

(進級基準)

第25条 団員の進級基準は進級細則第3条の規定に基づき、考査により進級するものとする。進級細則第3条の1ヶ年の課程とは、団が計画する1ヵ年の訓練日をいう。

2 進級の要件は、次に掲げる何れかを満たしたものとする。

- (1) 年間訓練日数の2分の1以上であること
- (2) 該当する級の技能訓練を履修していること
- (3) 在学する学校の部活動等で、日曜日が活動日の団員は訓練参加日が6日以上である

こと

(4) 進学等のため、塾等に通う小学5年生以上の団員は訓練参加日が6日以上であること

(休団及び欠席)

第26条 団員が学業その他の理由により休団する場合は、団員の保護者から休団届（別記様式第5）に定められた手続きを行い団長へ届け出るものとする。

2 休団中の団員の等級は休団した時点の等級とし、復団するまでは進級しないものとする。なお、休団の細部は次の各号に掲げるものとする。

(1) 休団の期間は6ヶ月ごととし、団員及び保護者から申出がなければ自動継続するものとする。

(2) 休団期間中の会費は月額（500）円とする。

(3) 休団期間が6ヶ月を超え1年未満の場合には、12ヶ月分の休団期間中の会費を先に納付するものとする。

(4) 休団から復帰した場合には、出席開始の月から先に納付した休団期間中の会費と月会費との差額を納付するものとする。

3 団員が欠席する場合は、保護者から事務局又は指導者へ連絡するものとし、連絡手段は電話、電子メール及びソーシャルメディアにて、その旨を届け出るものとする。

4 学校行事及び慶弔並びに訓練中の事故が起因の欠席は、出席したものとみなす。

5 大会開催期間中の大会に参加していない団員の出欠は、当該期間中は出欠日に加えないものとする。

6 法定感染症等などにより、医師から各種学校へ出席停止を命じられた団員の欠席は、出席したものとみなす。

## 第4章 表彰

(表彰)

第27条 表彰は、連盟規約第53条及び表彰細則第2条の規定に基づき、団の行なう海洋少年団の活動の推進に特に功績のあった個人、団体、団役員、優秀な成績の団員を表彰細則第4条で定める手続きで連盟会長へ申請するものとする。

2 団員として優秀な成績を収めた者は団長が表彰する。

(種類)

第28条 表彰の種類は、連盟規約第54条第2項及び第3項の規定に基づき、連盟が行なう一般表彰及び団の行なう表彰とする。

2 連盟が行なう一般表彰は次に掲げるものとする。

(1) 勲功表彰

(2) 永年功労表彰（20年、30年及び40年在籍し功績のあった者）

(3) 有功表彰（人命救助等、功労及び新団設立の協力した者）

(4) 褒状表彰（中等及び高等級）

(5) 部外表彰

3 団の行なう表彰は、団長が別に定める。

(時 期)

第29条 表彰の時期は、次に掲げるものとする。

(1) 団の行なう表彰は、団長が定める期日とする。

(2) 褒状の授与等、やむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

(伝 達)

第30条 表彰の伝達は、連盟規約第56条の規定に基づき、表彰を受ける者が表彰を前に死亡した場合は、死亡の日の前日にさかのぼって表彰する。

2 死亡したものに対する表彰、褒状及び感謝状は、その遺族に贈るものとする。

(団の行なう表彰)

第31条 団の行なう表彰は、連盟規約第58条及び表彰細則第6条の規定に基づき、団の行なう海洋少年団の活動の推進に特に功績のあった個人、団体、団役員、優秀な成績の団員を団長が表彰するものとする。

## 第5章 服 装

(服 装)

第32条 団員、団役員が海洋少年団の活動を行なう場合は、連盟規約第59条の規定に基づき服装細則第3条、第4条及び第5条で規定された制服、制帽、徽章を着用するものとする。

(制服等)

第33条 団で着用する制服の種類は、連盟規約第60条の規定に基づくものとし、服装細則第3条別表第2の制服とする。

2 制帽の種類は、連盟規約第60条第2項の規定に基づくものとし、服装細則第4条別表第2の制帽とする。

3 徽章の種類は、連盟規約第60条第3項の規定に基づくものとし、服装細則第5条別表第2の徽章とする。

4 服装細則第6条の規定に基づき、団長は訓練及び活動の内容により服装を定めることができる。

5 団長は前各項に定めるもののほか、連盟規約第63条に規定に基づき制服等を定めることができる。この場合、服装細則第7条の規定に基づき、連盟会長へ報告するものとする。

(団役員等)

第34条 団役員等の服装は連盟規約第62条第2項の規定に基づき、団長が必要と認める場合は、制服等を着用するものとする。

2 訓練や作業等で制服によりがたい場合は、上衣のみ制服とし下衣は紺色系のものとする。

3 夏制服及び冬制服の着用期間及び混用期間は次に掲げる各号のとおりとする。ただし、天候及び体調等の事情により、この規程によりがたい場合は、事前に承認を得るものとする。

(1) 夏制服 6月から9月末日まで

(2) 冬制服 11月から4月第3週まで

(3) 混用期間 4月第4週から5月末日及び10月

(特 例)

第35条 女性の指導者、準指導者及び団員は第33条第4項の規定に基づき、服装細則第3条別表第2の制服のうち、キュロットスカート及びスカートをズボンとすることができる。

## 第6章 情報発信

(情報発信)

第36条 情報発信は、連盟規約第64条の規定に基づき、団の活動等に関する情報を積極的に発信するものとする。

2 団における情報の発信は、広報、情報通信技術（以下、ITという。）の活用により行なう。

(広 報)

第37条 団は、資料の配布等により広報を行なうものとする。

(ITの活用)

第38条 団は、ホームページ、ソーシャルメディア等の電子媒体、ITを活用するものとする。

## 第7章 訓 練

(訓練場所)

第39条 この団で行う訓練は、その目的に応じて次の各号に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 三笠公園
- (2) 防衛省防衛大学校走水海上訓練場
- (3) その他教育訓練の実施に必要な場所

(訓練方針)

第40条 団員に対する教育訓練は、進級細則第1条の規定に基づき連盟指導要領及び新版海洋少年団リーダーブック（以下、リーダーブックとする）、座学資料により行うものとし、次の各号に掲げる事項について、運営委員会の議決を経て、総会において訓練部長が報告するものとする。

- (1) 年度方針
- (2) 年間訓練目標
- (3) 月間訓練予定

(座学資料)

第40条の2 座学資料は、団員の海事、学術に関する知識を付与するとともに、国際感覚等を育成するために用いるものとし、団長が別に定める。

(訓練内容と訓練日等)

第41条 訓練内容及び時間は、次に掲げる各号によるものとする。

2 訓練内容 季節及び団員の理解度に重点を置いた内容とするほか、施設、艦艇等の見

学、社会奉仕活動、自治体、他の青少年団体が主催する行事へ参加する。

3 訓練日は、土曜日、日曜日、祝日及び学校等の休業期間を原則とする。

4 訓練時間は、次による。

ア) 夏季とは4月1日から9月末日までの期間とし、時間は10時から16時までとする。

イ) 冬季とは10月1日から3月末日までの期間とし、時間は10時から15時までとする。

(大会等への参加)

第42条 団員は全国大会及び関東地区大会等へ極力参加するものとする。なお、その必要に応じて保護者会員及びOB会員、友の会会員も実費にて同行することができる。

(訓練日の当直)

第43条 訓練日において、指導者及び団員は当直勤務者をそれぞれ1名配置し、指導者の当直者を「当直士官」、団員の当直者は「当直団員」と呼称するものとする。なお、教育3級以下の団員は見習いとして副直団員とする。

2 当直士官は訓練日課等を指導部長または、その代理の指導者から受領し、当直団員へ伝達を行うほか、訓練日課の管理を行う。

3 当直団員は当直士官から指示を受けた事項を行うほか、団員を引率し的確に指示を行う。

4 当直時間は当直士官及び当直団員ともに訓練日においては訓練時間内とし、宿泊を伴う訓練及び大会等においては団長が別に定めるものとする。

3 団長及び副団長は当直から除外する。

## 第8章 社会奉仕活動

(奉仕活動)

第44条 横須賀市内及びその近傍において、海事に関わる活動及び奉仕活動を通じて団員の情操教育に資するものとし、次の各項に掲げる活動を行うものとする。

2 公園等の清掃、福祉施設等への慰問

3 横須賀市内及びその近傍に所在する名所、旧跡及び記念碑等の研修

4 募金は、水難救助のための青い羽の募金を基本とし、他の青少年育成団体が実施する募金の支援を含むものとする。

## 第9章 補 則

(改 廃)

第45条 この規約の改廃は、運営委員会の決議を経て行う。

附 則

この規約は、令和3年7月24日から施行する。



別記様式第1（第26条関連）

横須賀海洋少年団団長 殿

休 団 届

記

1 休団の事由

2 休団の期間      1ヶ月      3ヶ月      6ヶ月      11ヶ月

3 その他

横須賀海洋少年団教育訓練等規約第26条の規定に基づき、休団を届け出ます。

令和    年    月    日 運営委員会 運営委員会 運営委員会 運営委員会

運営委員会 運営委員会 運営委

(ふりがな)

団員氏名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

団員氏名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

団員氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

印